

第42集

あかいるいこころ

差別のない明るい社会を目指して

ゆめ

あき



江府町人権・同和教育推進協議会

江 府 町

江 府 町 教 育 委 員 会

目 次

戦後の解放運動・同和行政・同和教育

みんなで考える子どもの人権

ヤングケアラーといつ言葉を知っていますか？

第二十四回「人権・同和問題啓発標語」入選作品

最優秀賞作品
『私の思う男女差別』

江府中学校 二年 土居 七夕星

16

15

13

6

1

戦後の解放運動・同和行政・同和教育

一九四五年（昭和二十）八月、第一次世界大戦が日本の敗戦という結果で終結しました。同年十月には、^{※注1}水平運動の活動家が集まって戦後の解放運動再建について協議し、

一九四六年（昭和二十一）二月、全国部落

代表者会議を京都で開き、戦前の全国水平

社の伝統を引き継いで部落解放全国委員会

（略称、解放委員会）が組織されました。^{※注2}

解放委員会には、戦前の水平運動と^{※注3}融和運動

の関係者が参加し、部落内外の理解者と

も力を合わせ「^{※注4}大同団結」して部落問題の

解決に取り組むことを宣言しました。そして、同年十二月の第一回全国大会では、部



※注1 水平運動・第二次世界大戦前、水平社の組織を中心として展開された被差別部落の解放運動。

※注2 略称・：：正式な名称を省略して呼ぶこと。

※注3 融和運動・明治時代から第二次世界大戦中にかけて被差別部落の地位向上、環境改善のための運動。

※注4 大同団結・多くの団体が、対立するわずかな違いを乗り越えて一つの目的のもとに一致し団結すること。

落産業の振興と文化的な生活を保障することが解放運動の基本任務であることが確認されました。

鳥取県では、翌一九四七年（昭和二十一）一月、米子市議会議場において解放委員会鳥取県連合会が結成され、差別解消の取り組みが始まりました。

同年五月に施行された日本国憲法^{けんぽう}は、國民主權のもと平和と基本的人權の尊重^{そんぞう}を基本理念としました。すなわち国民の権利として、「法の下の平等、社会的身分又は門地^{もんぢ}による政治的・経済的又は社会的関係において差別されない」ことが宣言され、部落の人々が法のもとに差別されない理念が明確にされました。新憲法によつて、國や企業あるいは学校などで公然と部落の人々を差別的に扱つて不利益をもたらすといったことは許されなくなりました。この点で、社会問題としての部落問題の解決に大きな前進となりました。今日の私たちの意識形成の原点です。^{こんじだ}

しかし、憲法制定によつてただちに部落差別の解消が進んだわけではありません。制度としての環境は整いましたが、農地改革で部落民も自作になつたとはいえ、その平均

※注[。]

耕作面積は、県平均七反^{たん}に対し、ようやく三反余に過ぎず、生活基盤^{きばん}づくりが急がれました。このため、せっかく誕生した解放委員会も部落からの負担金が集まらず、活動が思うように進みませんでした。

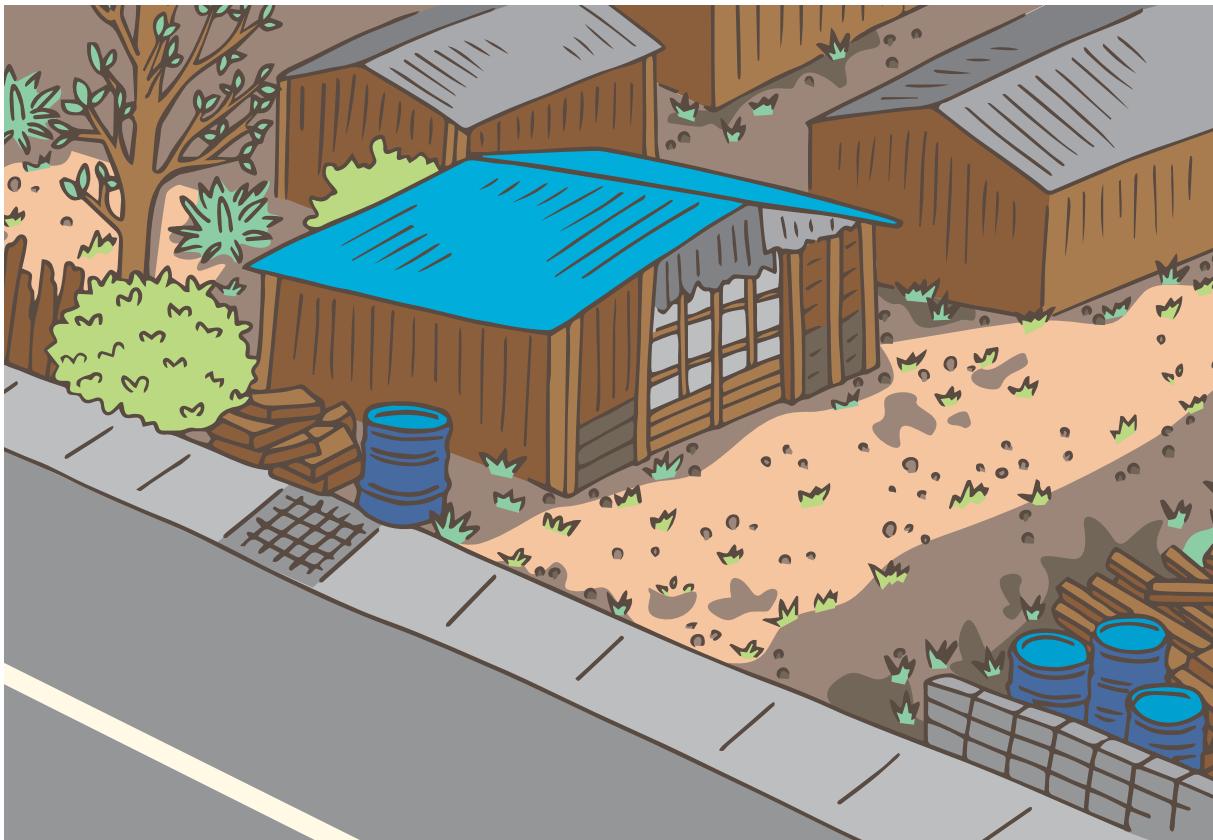
このような部落の実情が、改めて人々の差別意識をかき立てることになり、多くの差別事象が発生しました。ことに、社会的に新憲法を啓発する立場の人たちによる差別事件が相次ぎ、解放委員会の抗議^{こうぎ}に対し、県も実態を認め、一九四九年度（昭和二十四）予算に、戦後初めての同和事業費三十万円を組み、以降毎年相当の環境改善事業に努めていきました。そして県同和対策協議会を設置して同和事業の諸施策推進について協議が開始されました。

翌年には京都の部落問題研究所から講師を招いて部落問題協議会を県下五ヶ所で開催するとともに、三か年計画で部落の中堅^{ちゅうけん}青年指導者講習会を東・中・西部の三会場で二泊三日での、指導者養成が開始されました。さうに、昭和一十七・一十八年には中堅幹部養成のための、指導者養成が行われました。また、県内の部落実態調査により、施策に

※注5 門地・・・家柄のこと。

※注6 農地改革・・・第二次世界大戦後、政府が地主から小作地を買いとり、小作人に売り渡すことによって自分の土地を自分で耕作・運営する農家を作つていった。

※注7 中堅・・・社会又は団体の中心となつて活動する人。



反映させていきました。

中堅青年指導者講習会の内容は、部落の歴史、県施策説明の内容に加えて、「解放運動と青年の在り方」「部落解放の理論と実践」「時局問題」など、新しい時代を開く青年に対する期待のこもったものでした。

このような状況の中で、一九五一年（昭和二十六）解放委員会第七回全国大会では、※注8糾弾は個人の差別的言動にとどまるのではなく、部落の劣悪な状態を放置している行政の在り方にも、大きな問題があることが、関係者の意識に大きく浮かび上がってきた

のです。鳥取県でもこのことに触発されて、各市町村同和対策協議会の設置^{そくしつ}促進^{そくしん}の働きかけがなされました。

一九五一年（昭和二十七）の県連大会で、この新しい運動方針が確認されました。そして道路改修が部落の入り口で打ち切られていること、簡易水道の一つも設置されていないこと、失業対策の窓口が開かれていないことなどの差別行政の実態が次々と指摘されました。これを受け^{※注12}て県は、同和対策審議会^{しもん}という諮詢機関を設置し、翌年から環境改善費を九十万円と大幅にふやしました。

一方、一九五一年（昭和二十七）には同和教育実施の文部次官通牒^{つうちよつ}^{※注13}が出され翌年、鳥取県では教師の自発的教育理念にもとづいて八頭郡同和教育研究協議会^{※注14}が結成されました。これにより、県下にもで広がりを見せ、一九五八年（昭和三十三）には県同和教育研究協議会も発足し、戦後解放運動の三つの柱である部落解放委員会・同和事業・同和教育の体制が整いました。

※注8 紛糾^{ふんきゅう}……差別解消のために責任を問うたすこと。

※注9 劣悪^{れい悪}……性質・状態などがひどく劣つていて悪いこと。

※注10 促進^{そくしん}……物事がはやくはかどるようにうながすこと。

※注11 簡易水道^{かんいすいどう}……給水人口が百一人以上五千人以下の人々へ給水することを目的として建設された小規模な水道のこと。

※注12 諮問^{しもん}……有識者または一定機関に、意見を求めるること。

※注13 通牒^{つうべつ}……書面で通知すること。

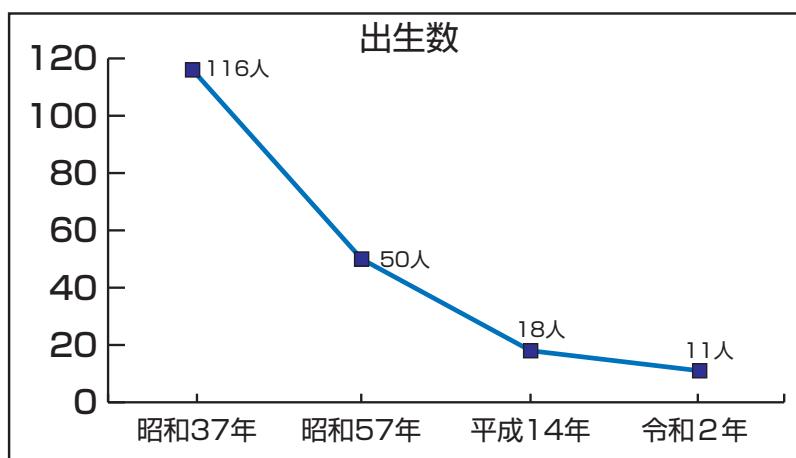
みんなで考える子どもの人権

第一章 子どもの権利について

今、日本では少子高齢化^{しょうしこうれいか}が加速的に進行し、結果として国民の数も減少しています。

そして、縁あふれる私たちの町、江府町も例外ではありません。

昭和三十七年の出生届けは百十六名、二十年後の昭和五十七年は五十名、さうに一十年後の平成十四年は十八名、そして令和二年は十一名が記録されています。しかし、このような人口減少に反比例するかのように私たち人間にに対する権利、つまり人権に対しても擁護^{ようご}_{※注14}する声は日々高まって来つつあるように感じます。本誌では、ながきにわたり町民の皆様とあらゆる人権について学習を深めてまいりました。その成果は多様な場面で感じることができます。皆様の努力が少しづつ結果としてあらわ



れているのだと思います。しかしながら、今、世界を取り巻くコロナ禍のもとでいろいろな人権侵害しんがいと思われる事象が多く報道されています。なかには幼い子どもを含む未成年者が犠牲ぎせいになっているものも少なくありません。そこで今号では、子どもたちの人権について考えることにしましょう。

「そもそも子どもの人権って何ですか。」

それは待望の命がこの世界に誕生した瞬間から皆が持つてはいる、幸せになる権利のことです。生まれたばかりの赤ちゃんを取り囲むように見つめる家族はもちろん、世界中の人たちが皆等しく持つてはいるものなのです。

第二章 子どもの幸せになる権利が侵されている現状おか

子どもたちがいじめや、虐待ぎやくたい、体罰たいばつを受け被害者ひがいしゃとなっているのを知ることは、多くの場合、新聞やテレビで見聞きすることが多いと思います。しかし、このように公表されたものは大概重大な事態にいたつた事例がほとんどです。したがつて身近な所で、事

※注¹⁴ 権護・・・身体、生命、物品を損なうような危険なことや他人の権利などを侵して損害を与えること等からかばい守ること。

件になるようなことが、そんなにあるものではない、とつい思ってしまいがちです。子どもの人権が侵されるということは、次のような例をあげてみると、私たちの日常に案外多く潜んでいるのではないかと考えられます。

【人権侵害の例】

「いじめ」「虐待」「体罰」「無視」「性暴力」これらを見て見ぬふりをすることも人権侵害です。

虐待などと体に痛みを与えたり傷をつけたりするなど、身体的なことを思い浮かべますが、精神的に傷を与える言葉の暴力も含まれます。

たとえば、外出時に子どもの支度が遅れていると「ぐすぐすしないで早くーお前は何をやつてもダメなんだから」とか「親にひつとも似てないね」



などとつぶやつてしまつこともあります。親や大人からしてみるとしつかりしてほしいという気持ちが強く働いているものの子どもの心は次第に傷ついていきます。いじめについては広く知られていますが、※注15陰湿いんじつであればあるほどその現状を把握はあくすることは困難です。しかし、現実にはいじめが原因で将来にわたりながら影響えいきょうを及ぼしたり、時には命にかかわることも起きています。重大な人権侵害と言えるでしょう。

最近では幼い子どもだけを自宅や車、人気のないところに長時間放置し悲惨な結果となつた事例※注16が複数報告されています。育児放棄はなはきといわれる甚だしい人権侵害です。

ではなぜこのようなことが起きるのでしょうか。

いじめについては、対象が一人の場合が多く、対していじめる側は複数という構図が多く見られます。これらは、さまざまなどを理由に言葉の暴力で心を傷つけ、場合によつては身体をも傷つけることもあります。体罰や虐待は親あるいは大人が、しつけ躾や教育の一環などと一方的な理由づけをして始まることが知られています。しかし、実態調査では親あるいは大人の一時的な感情により、高圧的な態度や暴力的な行為にいたつてい

※注15 陰湿・・・暗くじめじめしていること。気分や雰囲気などが晴れ晴れしないこと。

※注16 甚だしい・・・普通の度合いをはるかに超えている。

※注¹⁷

ることが明らかになつています。つまり支配者側の鬱積^{うつせき}した感情のはけ口となつてゐる可能性が大きいといえます。こうした行為は子どもたちの健全な心身の発達を阻害^{そがい}し、将来の可能性を歪曲^{わいきょく}したり、成功の芽を摘み取つたりすることになります。躾や教育に名を借りた虐待や体罰で、子どもたちの明るい未来が切り拓^{ひひ}かれるることは決してありません。

第三章 子どもたちを守り育てるには

わたしたちが、子どもの発達についてよく理解しながら子どもの人権を正しく知り、守ることが大事です。たいていの大人が子どもは大人になるまでの中途の者といふうに認識していることが多いそうです。したがつて子どもは、言つこと成すこと大人に及ばない未熟者といつわけです。ここでよく考えてみましょう。生まれたての赤ちゃんは歩くことも話すこともできません。でも、皆に幸せの雰囲気を振りまいてくれます。誰も未熟者などと言ひません。赤ちゃんは赤ちゃんとして認めているのです。しかし、そ
うはいつも夜泣きがひどかったり発達の度合^ないが気になつたりすると急に不安が高



まつてきます。そうなると自分たちの思うようにならぬ困った存在に思えてしまふのです。

時間の経過とともに子どもたちはそれぞれ個性を發揮します。大人はその時その時の自らの体験と比較します。もうこんなことはできてもいいはず、なぜできないのかと考えます。ある人は言葉で、ある人は力ずくで自分の思う位置に近づけようとします。多くはここから虐待や体罰※注17が始まるときっています。

フランスの啓蒙思想家※注18のルソーは「子どもは大人ではない。子どもは子どもである」と言い切っています。一五〇年も前の事です。

身体的にも精神的にも大人として熟成する期間のそれそれが子どもという個性のある人格を持った人間ということなのです。その一人ひとりの個性を認めることが大切だとも説いています。

今現在、コロナ禍のもと不要不急の外出など自粛※注19が求められ家庭

※注17 鬱積……不平、怒り、悩みなどの感情が押さえつけられて心の中にこもり積もること。

※注18 歪曲……ゆがみまがること。

※注19 啓蒙思想家……今までの先入観を見直して、理性に従つて合理的に考える人たちのこと。

※注20 自粛……自分から進んで、行いや態度をつつしむこと。

に閉じこもる時間が増えています。今まで普通に行われた日常生活のひとつひとつが、中止や延期に変更せざるをえません。やがて積み重なった欲求不満はストレスとして体内にとどまり、家族、特にか弱い子どもに対して放たれることが多くなっているともいわれています。事実この間に発生した子どもの人権侵害の事象は後を絶ちません。また、世界に目を向ければ戦争や災害で住む場所や土地を失い子どもを含む何万何十万人の人々が難民になり、日々の糧にも事欠き、ましてや教育を受ける権利や健康に生きる権利さえも奪われている現実があります。

私たちは、このような状況にも田をそらすことなく、全ての人たちが平和に暮らしこどもたちが恐怖におびえることなく、飢えることなく、健康で生き生きと人生を歩めるよう努力すべきではないでしょうか。

今、私たちの生活が、いろいろな自粛や規制で活動が縮小や制約を受け、地域の中や家の中にいる時間が増えたのではないかと思います。そんな時少しの時間人権について、特に子どもの人権について考えてみませんか。

ヤングケアラーという言葉を知っていますか？

ヤングケアラーといふ言葉を皆さんには知っていますか？
テレビなどで最近、聞かれた方もいるのではないか。
いでしょうか。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人が
いる場合に、本来、大人や社会（地域）が^{にな}担う「家
事」「家族の世話」「介護」などのケアや責任を引
き受けて日常的に行っている十八歳未満の子ども
のことです。

それは親の「病気」「仕事が忙しい」「^{※注21}依存症」

等その他にも様々な理由で介護や家事、家族の世
話などをせざるをえない状況があるのです。



※注21 依存症・・・特定の何かに心をうばわれ、それがないと身体的・精神的な平常を保てなくなること。

そうなれば、学校に通えなくなり、学校に通えても部活ができなかつたり、友達と遊ぶ時間も取れなくなつたり、個人のとても大切な時間を奪われ、友達のなかから孤立するだけでなく、才能を伸ばす権利も失われてしまいます。

その子どもたちの多くは自分たちが「ヤングケアラー」だとは思つておらず、周囲も「お手伝いをするいい子」と認識していることが多く、本人や家族もその現状に気づけず深刻化することが多いのです。その結果、後の人生に影響を与え、進学や就職を断念せざるをえないケースもあり、深刻な人権侵害であると問題視されています。

もし悩みや困つたことがあつたら一人で悩まず周りに相談をしてください。相談することで気持ちが楽になつたり、解決策が見つかつたりするかもしれません。

周りの大人たちも困つている様子を見かけたらすすんで声をかけ、話を聞いてください。場合によつては役場や児童相談所に相談や一報をすることも大切です。

「子どもが子どもとしてのびのび生きられる社会」を地域のみんなで一緒につくつていましよう。

第二十四回 「人権・同和問題啓発標語」入選作品

【小学生標語】

◆最優秀賞

つらいとき 相談できる存在に 私はなりたい

六年 吉田 紗彩

◆優秀賞

なかなおり わたしから「ごめん。
すつきりするよ。

一年 川端 美楽

こんにちは はずかしいけど 言えたんだ

二年 吉村かなえ

わるぐちは いじめにつながる やつちゃだめ

三年 森田 歩乃

あなたの気持ち 言葉でいえば 伝わるよ

四年 加藤亜美香

みとめあおう 人とのちがい 大切に

五年 中尾 美咲

(江府町が令和二年度に募集した啓発標語入選作品です。)

第二十四回 「人権・同和問題啓発作文」 入選作品

【中学生作文】

◆最優秀賞

私の思う男女差別

江府中学校 二年 土居 七夕星

みなさん周りには、男女で区別されているものがたくさんありますね。例えばトイレのマークの色は赤と青。他にも、テレビのテロップでは女性タレントがしゃべった文字はピンク、男性タレントは水色などいろんな所で区別されています。これを見て、別にいいんじゃないの、と思う人もいるかも知れません。しかし、このようなことは、大きな問題につながっていると私は思います。例えば、子供用のお弁当コーナーにある、弁当箱、水筒、これらの色は子供だと大たいが。ピンクと青しか売つてありません。必ずしもすべての男の子は青が好き、女の子はピンクが好きということは絶対にありません。でもきっと女の子はピンク、男の子は青の色を選ぶと思います。しかし、好きという以前に、なぜ選ぶのかというと、その決まった色しかないからではないでしょうか。こんなふうに「必要以上になんでも男・女で

分けること」に慣れすぎてしまつと本当は性別なんて関係のないものも、性別の境目を当てはめるようになると、いつ問題がおこります。例えば、性別を境目にして「Aくんが車好きなのは、男の子だから」という風に無理やりそのことと関連付け、納得してしまつ、男の子がたくさん食べているのを見て、「男の子はたくさん食べるね」というようなセリフ、男の子がみんなよく食べるとは限りません。姉妹が仲良くしているのを見て、「女の子は優しいからいいね」というのもよくります。これも性別は関係ありません。過剰な男女区別が進んだ結果、このように「女はこう、男はこう」と決めつけるようになります。私も今まで、このようなことをいたたいた言葉を言つてしまつていてるかも知れません。だからこれを機会にまた身の回りの出来事を見つめ直したいと思つます。

◆優秀賞

「車椅子バスケットボールの体験」「いじめ追放宣言」

江府中学校一年 岡田 翔愛
江府中学校三年 中尾 一真

生涯学習基本テーマ
明日へ生きる私を求めて

第42集/2022年3月25日

印 刷 富士印刷有限会社

イラスト 門脇 多美

無断転載禁止